

生活保護費の基準額の引き上げ等を求める意見書

生活保護制度は、日本国憲法第25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を無差別平等に保障する、最後のセーフティネットである。その仕組みとして、生活扶助や住宅扶助、医療扶助など、生活していく上で必要となる各種費用について幅広く支給するものとなっており、その中でも特に生活扶助は、日常生活を営む上で欠かせない費用として支給されている。

厚生労働省は、この生活扶助の基準額が適当かどうか、5年に一度検証しており、検証を行う年であった昨年、最大約14%の減額案を提示したが、前回検証時の平成25年にも約6.5%の減額が実施されていたことから、前回の倍以上の割合となる大幅な減額に対する異論と反発の声が多くあがったため、これを踏まえ、生活への急激な影響を緩和する観点から、最終的に減額幅を最大5%に縮小する方針を決定した。

しかし、減額幅は縮小されたものの、生活保護費が減額されることによりはなくなり、生活保護を受給している世帯への影響は避けられない。政府は、来年10月には消費税を10%に引き上げることを予定しており、世帯の支出は間違いなく増える中、このままでは病気や失業などの苦境に陥った人たちの命綱としての生活保護の機能を弱め、自立が困難な人たちを一層困窮させることにつながりかねない。

よって、政府においては、特に生活に困窮する人々の「健康で文化的な最低限度の生活」を確実に保障するために、生活扶助の基準額の引き上げなどをはじめ、必要な諸施策を実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合、日本共産党及び改革所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員